

議案第96号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月3日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加える。

第6条第1項第4号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第12条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称の記載されている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

第15条第4号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。